

兵庫県総合防除計画（概要版）

第1 病害虫の総合防除の実施に関する基本的な事項

1 計画の趣旨

- 近年の気候変動等に伴う病害虫発生リスクの増大や化学農薬への過度な依存による生態系等への影響や薬剤抵抗性の発達などを背景として令和5年4月に改正植物防疫法が施行された。
- 改正された植物防疫法では、化学農薬による環境負荷の低減を図る観点から、化学農薬のみに依存しない、発生予防に重点を置いた総合的な防除（総合防除）を推進するため、国が示す基本指針を踏まえ、県が令和5年度中に「総合防除計画」を定めることとされた。
- 本県においても、こうした状況の変化に的確に対応し、総合防除の普及を図る必要があるため、総合防除計画を定めるものである。

総合防除とは

病害虫が発生しにくい生産環境をつくり、発生状況や予測に基づき防除の要否や時期を判断し、適切な防除方法を選択、実施することにより、化学農薬の使用量を最低限に抑え、農作物の被害が経済的に許容できる水準以下になるよう病害虫の密度を低く保つ方法

2 計画の位置づけ

- 植物防疫法第22条の3第1項の規定に基づき、国の総合防除基本指針に即して都道府県が定める総合防除計画
- 「ひょうごビジョン2050」の目指す姿「進化する御食国」、また「ひょうご農林水産ビジョン2030」の推進項目「多様性と都市近郊の立地を活かした力強い農業の展開」及び「食の安全を支える生産体制の確保」を実現するための分野別計画
- 「兵庫県環境創造型農業推進計画」において、導入を推進する3つの技術の一つである化学農薬低減技術を含む病害虫防除に関する詳細計画
- 本計画に記載の病害虫及びそれ以外の病害虫の防除の具体的な内容は農作物病害虫・雑草防除指導指針等として別途作成する。

3 総合防除計画の計画期間

国による総合防除基本指針の改定等、状況の変化があれば、必要に応じて、随時、見直しを行う。

4 県における総合防除の基本的な方針

- 総合防除を防除の基本として、広く農業者等に対して普及・推進を図る。
- 病害虫の発生予察情報等の内容の充実と情報提供の迅速化に努めるとともに、研修会の開催等を通じて農業者の技術向上を支援する。
- 農業者が経済性を考慮しつつ、病害虫の発生状況に応じた対策を行えるよう、本計画等により本県で利用可能な防除技術を提示するとともに、地域における総合防除体系の実証等を通じて総合防除の導入・普及を図る。
- 農薬を使用する者に対し、関係法令の遵守、農業者の安全対策、周辺の農作物や環境に危害を生じないような安全対策等の指導等を行い、農薬の適正使用を推進する。

第2 病害虫の種類ごとの総合防除の内容

1 本計画の対象とする病害虫

国が定める指定有害動植物及びそれ以外で本県が発生予察の対象としている有害動植物（以下、「病害虫」と表記）を本計画の対象とする。

2 総合防除の基本的な考え方

- 病害虫の発生しにくい環境条件の整備
- 防除の要否、タイミングの判断
 - 発生状況、予測等に基づき、防除の要否や防除適期を判断
- 多様な手段による防除
 - 生物的防除、物理的防除等化学農薬を合理的に低減できる技術を積極的に活用する。
- 農薬の安全・適正使用

3 作物（群）毎、病害虫毎の総合防除の内容及び留意事項

総合防除の具体的技術を作物（群）、個別の病害虫毎に提示

作物	病害虫	総合防除の内容及び留意事項（抜粋）
水稻	いもち病	・無病種子を入手し、使用前に塩水選等を行う。 ・初発を認めたら直ちに薬剤防除を行う。
はくさい	根こぶ病	・土壌酸度をpH6.5以上に矯正する。 ・石灰窒素を施用する。

本計画の対象とする病害虫

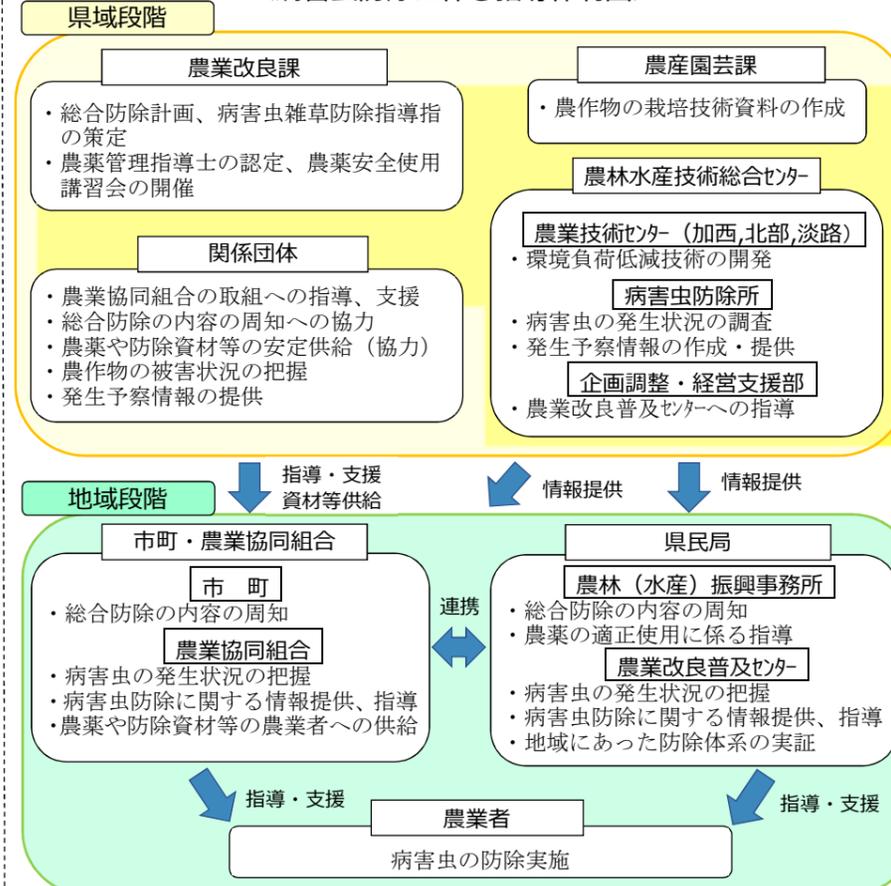
作物名	病害虫名
水稻	斑点米カメムシ類、いもち病等
麦	赤かび病、さび病類等
大豆	アブラムシ類、べと病等
果樹共通	果樹カメムシ類
かんきつ	ミカンサビダニ、かいよう病等
なし	カイガラムシ類、黒星病
ぶどう	ブドウトラカミキリ、晩腐病等
野菜共通	オオタバコガ、コナガ等
トマト	コナジラミ類、黄化葉巻病等
だいこん	キスジノミハムシ、軟腐病等
はくさい	ハイマダラノメイガ、根こぶ病等
キャベツ	アブラムシ類、菌核病等
たまねぎ	アザミウマ類、灰色腐敗病
ねぎ	ネギハモグリバエ、さび病等
レタス	ネキリムシ類、灰色かび病等
いちご	ハダニ類、うどんこ病等
かんしょ	基腐病

※虫害75種、病害74種（合計149種）
（うち指定有害動植物91種、指定有害以外58種）

第3 病害虫防除に係る指導の体制及び連携

関係機関は下図の役割分担のもと、相互に密接な連携を図り、病害虫防除を推進する。

＜病害虫防除に係る指導体制図＞



※県内において特定の病害虫が極めて高い水準で発生した場合、または発生が急速に拡大する傾向が認められた場合等に必要に応じて第4に準じた連絡会議を設置

第4 異常発生時における防除の内容及び実施体制

1 防除の内容（全病害虫共通）

- 適宜、薬剤による防除
- 被害株や被害果、作物残さの除去、被害樹の伐採、被害株のすき込み等による処分の徹底
- 早期収穫
- ほ場及びその周辺の管理（雑草防除、土壌消毒等）の徹底

2 実施体制

異常発生時における防除内容の検討や関係機関の情報共有のため、異常発生時に係る連絡会議を設置し、農業者への指導や支援等を行う。

- 国との連絡・調整、近隣府県との情報共有・連携
- 農業者等に対する防除技術情報の提供、防除方法の指導等

異常発生時防除に係る連絡会議

構成員：県関係部署・機関、市町、農業協同組合
事務局長：農林水産部次長 事務局：農業改良課
（必要に応じてその他県関係機関、関係団体も参画）

異常発生時とは

病害虫が異常な水準で広域的に発生し、農林水産大臣が急激なまん延防止が必要と判断した時
（大臣は県に異常発生時防除を行うよう指示）